

歴史散歩

Vol.4

文化財Ⅱ文化財には有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6種類があります。

重要文化財

『霧島神宮』

所在地：霧島田口地区

石造物 猫足の手水鉢



正徳5年(1715)に
鹿児島藩藩主吉貴公
によって建てられた
壮麗な霧島神宮

「霧島神宮本殿 幣殿 拝殿 登廊 下 勅使殿 附境内社門守神社」は、平成元年5月19日、国の重要文化財に指定されました。旧記によると、約1460年前、僧慶胤が高千穂峰と火常峰(現御鉢)との中間、背門丘に社殿を造ったのが初めといわれていますが火常峰の噴火で焼けてしまいました。その後も再興と焼失を繰り返し、現在の社殿は正徳5(1715)年、鹿児島藩藩主吉貴公によって建てられたものです。本殿は、正面5間、側面4間、入母屋造で、正面に1間の向拝を持つ大規模な造りで、幣殿、拝殿、登廊下、勅使殿と同時期の建築と考えられます。各建物は、漆塗・朱塗や彫刻・絵画などで裝飾され、壮麗な美しさです。

現鹿児島市の稲荷川の永案橋、
甲突川の五石橋を作った岩永
三五郎作の猫足の手水鉢



霧島神宮社務所の一角に、高さ56センチで三脚の猫足をかたどり白色の洗面器状の石器をのせた手水鉢があります。脚の一面には奉納「岩永三五郎」、一面には天保13年壬寅九月吉祥日と彫つてあります。岩永三五郎は、肥後種山村の石工で名工といわれていました。天保11(1840)年、薩摩に招かれ、翌12年には稲荷川の永案橋架橋の功績によって、藩主から岩永の姓を賜り名字帯刀を許されています。その後、嘉永2(1849)年、帰国するまでに甲突川の五石橋を初め、多くの工事を手がけています。石橋が姿を消しつつある今、この石造は名工の遺物として大事に保管したいものだと思います。手水舎の竜の彫物も名工の作といわれています。

平成18年3月7日

発行／霧島市役所 〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45-1 TEL0995-45-5111(代表)
ホームページアドレス <http://www.city-kirishima.jp> メールアドレス info@city-kirishima.jp
印刷／南日本共同印刷(株)

編集／広報広聴課 TEL0995-64-0955
FAX0995-64-0934